

2026年度
関西学院大学ロースクール
A日程

一般入試（法学既修者）
開放型選抜入試（法学既修者）

刑 法 問 題

《 15:30～16:50 》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【刑 法 問 題】

次の〔設問１〕および〔設問２〕に答えなさい。

〔設問１〕

背任罪における財産上の損害について、例を挙げながら、簡潔に説明しなさい。

〔設問２〕

次の〔事例〕におけるXおよびYの罪責について、論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

〔事例〕

Xは、小規模のA社の職員であったが、同社の職員Bからいつも邪険にされていたため、Xが信頼する友人Yにどうしたらよいか相談したところ、Yから「どうせならBを毒殺してしまえ」と、Bを殺害することを強く勧められたため、Bを殺害することを決意した。そこで、A社の職員が休憩時間に自由に利用できる休憩室に備えられているポットに入ったお茶に毒を入れて、Bにそのお茶を飲ませることを計画した。Bは、毎日、午後０時に休憩室に来るのが常だった。なお、A社は、職員が１人ずつ交替で休憩をとることが多く、休憩時間は、人によって異なっていて、Xは午前１１時３０分に、職員Cは午後０時３０分に、休憩室に来ることが多かった。

Xは、ある日、Bが休憩室に来るであろう時刻の直前である午前１１時５５分に、休憩室に備えられているポットに入ったお茶に致死量の毒を入れてから、休憩室を出たところ、午後０時に、Bは、Cと一緒に休憩室に来た。この日は、業務の都合上、Cも、午後０時から休憩をとることになっていたが、Xは、このことを知らず、Cが午後０時３０分に休憩室に来るものと思っていた。BおよびCは、それぞれ、ポットに入ったお茶を湯呑みに入れ、そのお茶を飲んだところ、２人は、ほどなくして苦しみだして倒れた。

その直後、様子を見に休憩室に戻ったXは、BだけでなくCも在室し、倒れていることに驚いた。これを見たXは、自分がひどいことをしたと後悔し、「せめて命は助けないといけない」と思ったため、すぐに１１９番通報して救急車の出動を要請し、到着した救急隊員に対し、湯呑みとポットを指さして、「２人は、お茶を飲んで倒れたものと思います」と話したうえ、救急車に同乗して病院に向かい、到着した病院の医師に対して、同じ話をした。この話からお茶に毒が入っ

ていたと推察した病院の医師は、直ちに救命のための治療を行った結果、Bは一命をとりとめたが、Cは治療の甲斐なく死亡した。

2026 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【A 日程：刑法】

《出題趣旨》

〔設問 1〕

背任罪（刑法 247 条）における財産上の損害という要件の基本的な理解を問うものである。

〔設問 2〕

X は、Y に唆されて、B を殺害する意思を生じ、B に毒の入ったお茶を飲ませて B を殺害しようとしたところ、B だけでなく C もお茶を飲んだ。その後、X は翻意して、2 人を救命するため病院に搬送し、B は一命をとりとめたが、C は死亡したという事案について、X および Y の罪責を論じることを求める問題である。

《解説・講評》

解説

〔設問 1〕

背任罪は、全体財産に対する罪であると解されている。

判例において、本人に財産上の損害を加えたときとは、経済的見地において本人の財産状態を評価し、任務違背行為によって、本人の財産の価値が減少したとき（積極的損害）または増加すべかりし価値が増加しなかったとき（消極的損害）をいう（最決昭 58・5・24 刑集 37 巻 4 号 437 頁）。

担保を徴せず金銭を貸し付けるような場合、貸付債権を取得するが、貸し付けた金銭の回収が困難なときには、経済的に評価して、すでに財産上の損害があるといえる。

任務違背行為によりある財産が減少しても、減少に見合った他の財産が増加すれば、全体として財産の減少はなく、財産上の損害はないとされる（最決平成 8・2・6 刑集 50 巻 2 号 129 頁参照）。

〔設問 2〕

第 1 X の罪責

1 X が毒の入ったお茶を B に飲ませて B を殺害しようとしたこと

(1) B を殺害する目的は遂げなかった。B に対する殺人未遂罪が成立する。

(2) 119 番通報して救急車の出動を要請するなどしたこと

殺人罪の中止犯（43 条ただし書）が成立するかが問題となる。

(ア) 犯罪を中止することが「自己の意思によ」るものといえるか。

毒を飲ませて殺害しようとした者が、自分がひどいことをしたと後悔し、「せめて命は助けたいといけない」と思って中止行為に出たことが、「自己の意思によ」るものといえるか。

この要件をどのように解するかについて、学説は分かれる。判例は、客観説的な説示を行っている。「犯罪の完成を妨害するに足る性質の障がいに基づくものと認むべきであ」として、任意性を否定した判例が

ある（最決昭和 32・9・10 刑集 11 巻 9 号 2202 頁）とともに、下級審裁判例には、限定主観説的な考慮をあわせて行うようにみえるものがある。中止行為は、「流血という外部的事実の表象を契機としつつも、犯行に対する反省、悔悟の情などから、任意の意思に基づいてなされた」とする裁判例（福岡高判昭和 61・3・6 判時 1193 号 152 頁）等がある。

（イ）中止のために必要とされる行為があるといえるか。

B は、毒の入ったお茶を飲んでほどなく苦しみだしており、病院に運ばれた後、直ちに救命のための治療が行われた結果、B は一命をとりとめており、そのような救命のための治療が行われなければ、その命は危ぶまれるところだったと認められる。このように、放置すれば死亡する危険がある状態に陥れた場合、死亡する結果を防止するための積極的な行為が必要であると解される。このような行為を単独で行う必要はないが、犯人自身が防止に当たったと同視するに足りる程度の真摯な努力が払われた（東京高判昭和 37・3・17 下刑集 4 巻 3=4 号 224 頁）といえるか。

X がとった措置は、すぐに救急車の出動を要請し、病院まで同行するというものであった。ただ、お茶を飲んだという死亡の原因・状況については医師等に話しており、医師もお茶に入った毒が原因であることを推察しているが、X は、自己が毒薬を入れたことについては話していない。これが「真摯な努力」としては足りないとして中止犯の成立は否定される（大阪高判昭和 44・10・17 判タ 244 号 290 頁参照）のか、結果を防止するための適切な努力はしたとして、中止犯の成立を肯定しうるかなどの点が問われることとなろう。

2 X が予期していなかった C が死亡したこと

（1） B を死亡させる意思で、C を死亡させたため、法定的符合説によれば、C に対する殺人罪が成立する。

（2） 119 番通報して救急車の出動を要請するなどしたこと

死亡という結果が発生した以上、中止犯は成立しない。

第 2 Y の罪責

X を唆して、B を殺害する意思を生じさせたが、B に死亡の危険を惹起しただけでなく、予期していない C を死亡させた。

法定的符合説によれば、B に対する殺人未遂教唆と C に対する殺人教唆の罪が成立する。1 個の教唆行為によって 2 個の結果を実現したとして、観念的競合となる。

講評

全体としては、基本的な事項は、理解がなされていることを示す答案が多かった。

ただ、〔設問 1〕に関しては、具体的な例についての認識が十分でない答案が一定数みられた。

また、〔設問 2〕に関しては、X について中止犯の成立を認めるとき、Y の罪責への影響についての言及があることが望まれよう。

以 上